

福島第一原発の汚染水海洋放出案の撤回を求める意見書

東京電力福島第一原発の敷地にふえ続けるALPS処理汚染水に関し、経産省、資源エネルギー庁の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下、「小委員会」）が、2018年8月30日、富岡町、31日、郡山市、東京都で開催した「説明・公聴会」では、公聴会の説明用資料にあった地下埋設・地層注入・水素放出・水蒸気放出・海洋放出の5案ではなく、大多数の意見公述人より大型タンクでの陸上長期保管案が提案され、山本一良委員長は、東京都での公聴会の終了直後、陸上保管案を検討すると約束した。

しかし、タンクでの貯蔵継続案が議題に上がったのは、公聴会から1年近く経った2019年8月9日の第13回小委員会だった。東電からは「大型タンクや、洋上・地下での保管継続は困難」である旨の説明があり、これに対して委員から、貯留継続を進める意見が大勢を占めた。

9月27日の第14回小委員会では、東電からは「現在の福島第一の敷地内で廃炉作業をやり遂げることが基本方針」である旨の説明があった。また、事務局からは「福島第一原発の敷地の外側を、中間貯蔵施設以外の用途で使用し、敷地を拡大することは難しい」という説明もあり、委員会の結論としては、敷地の有効利用を徹底し、第一原発敷地内に可能な限りタンクを増設する方向で引き続き議論を進めることとなった。

しかし、11月18日の第15回小委員会では、事務局が仮にタンクに貯蔵されている処理水全てを1年間で処理しても、年間自然被曝線量と比較し、十分に小さいなどと説明した。委員からは環境の条件設定がない中での評価は現実的ではないとの指摘があった。また、東電から海洋放出による処分開始時期と廃炉完了までの時間軸を示す資料が提供された。

そして、12月23日、第16回小委員会において、事務局が委員会としての取りまとめ案を提示し、処分方法を水蒸気放出、海洋放出及び2つを併用する3ケースに絞り込んだ。委員間で海洋放出や水蒸気放出による処分が結論づけられていないにもかかわらず、このような恣意的な取りまとめ案を提出することは、事務局が勝手に小委員会の方向性を誘導しているものと言わざるを得ない。

委員からも「海洋放出の際の風評被害は特に厳しくなる」との指摘もある中で、審議・議論が不十分なまま、拙速に取りまとめるのではなく、放射能汚染水の処分による社会的な影響を考慮し、再度、地元や国民全般からの意見を聞く公聴会を開くべきである。

これ以上、放射性物質を環境中に放出することは、日本だけの問題ではなく、国際的にも、また次の世代に対しても許されない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、福島第一原発の汚染水海洋放出案を撤回するとともに、ALPS処理汚染水の取り扱いについて、下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 これ以上、放射性物質を環境中に放出しないために、小委員会で拙速な取りまとめをせず、ALPS処理汚染水の長期保管について十分な審議・議論を行うこと。
- 2 デブリ取り出しなどの廃炉計画の見直しも含めて検討し、各種の訓練・研究施設等は敷地外に建設するなど、徹底的な検証により、ALPS処理汚染水の保管のためのタンク用地を確保すること。
- 3 ALPS処理によってもトリチウム以外の核種が除去できず残留している状態では、希釈の有無にかかわらず、環境中へは放出しないこと。
- 4 「取りまとめ案」に対する「説明・公聴会」を福島県に限らず、全国各地で行い、広く国民の意見を聞くこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月27日

三鷹市議会議長 石 井 良 司